

差別のない社会の実現に向けて

～同和問題の解決をめざして～



和歌山県企画部人権局

同和問題(部落差別)とは

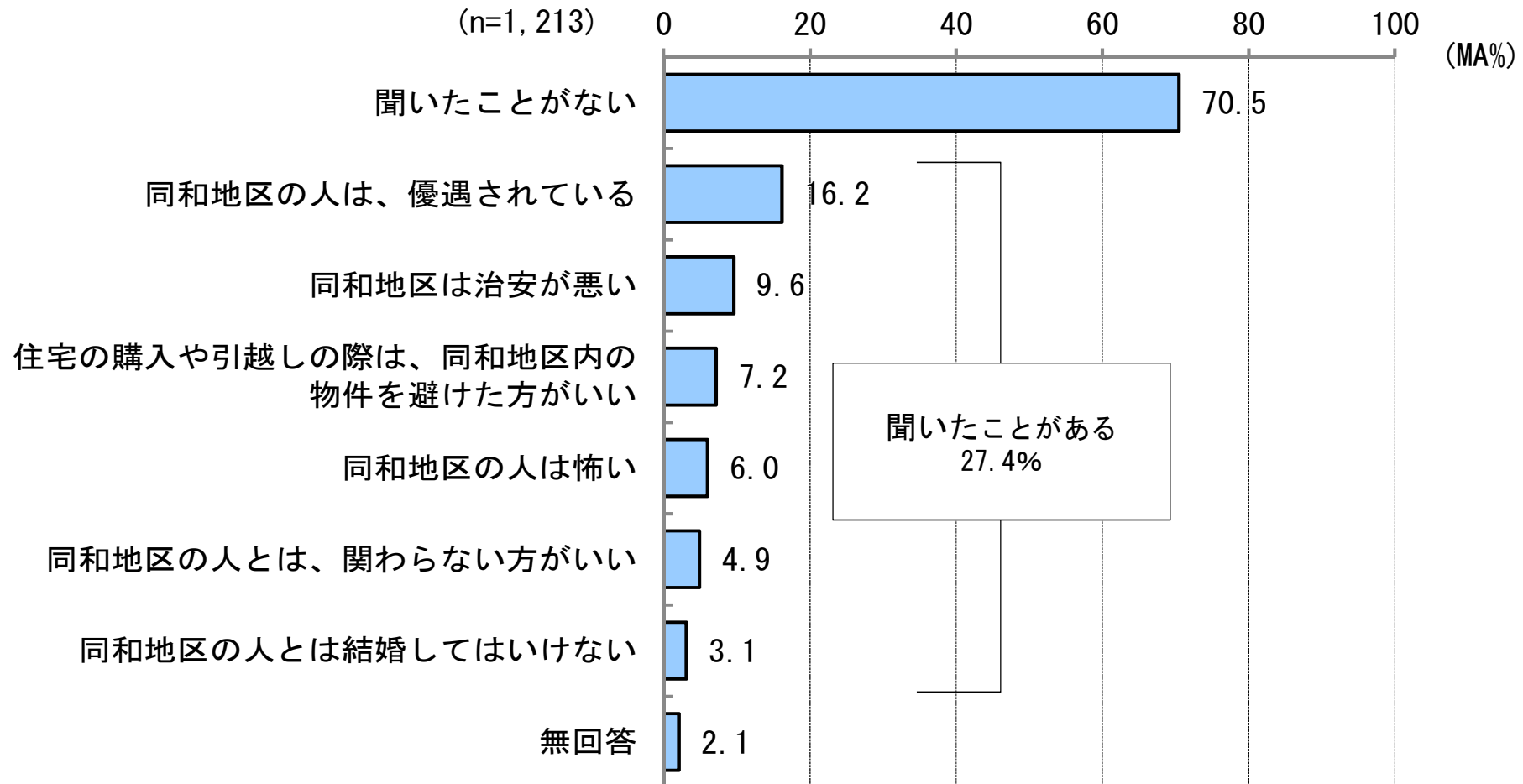
同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活において差別を受けるといった人権問題です。

同和問題（部落差別）の現状

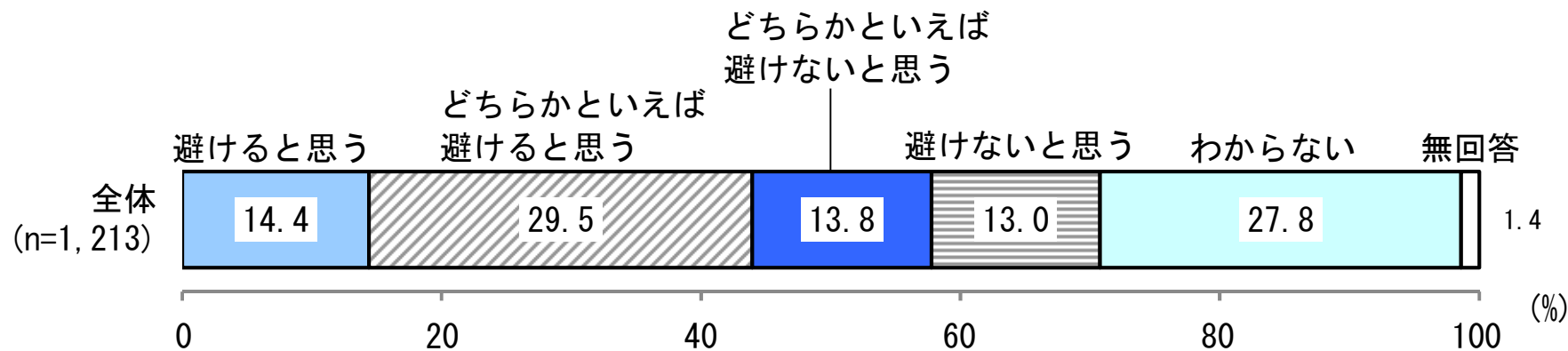
●令和4年度 同和問題に関する県民意識調査

Q あなたは、この5年間くらいの中に、同和問題（部落差別）に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか、（〇はいくつでも）

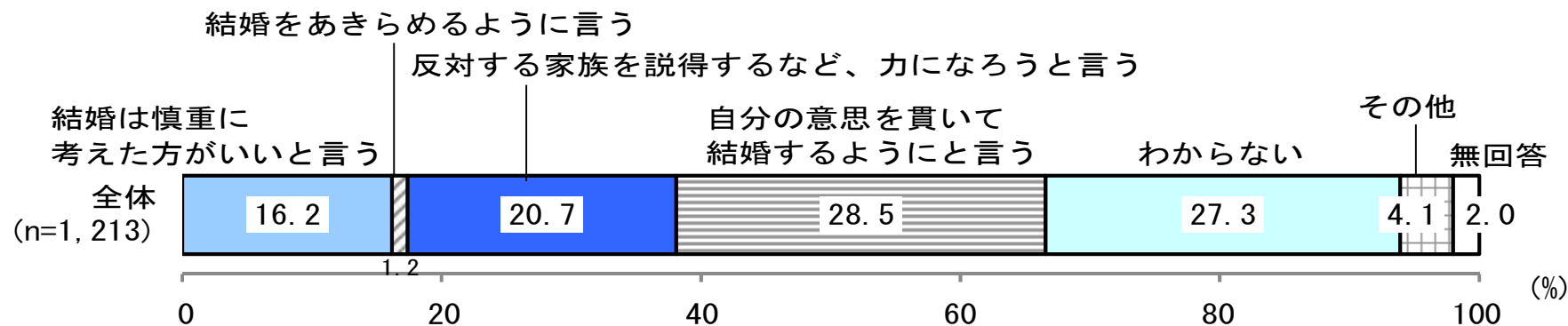
※SNSやブログ等を含むインターネット上の書き込みは除く。



Q 引っ越しなどにあたって、新たに住まいを選ぶ際に、物件が同和地区にある場合、あなたはどうされますか。

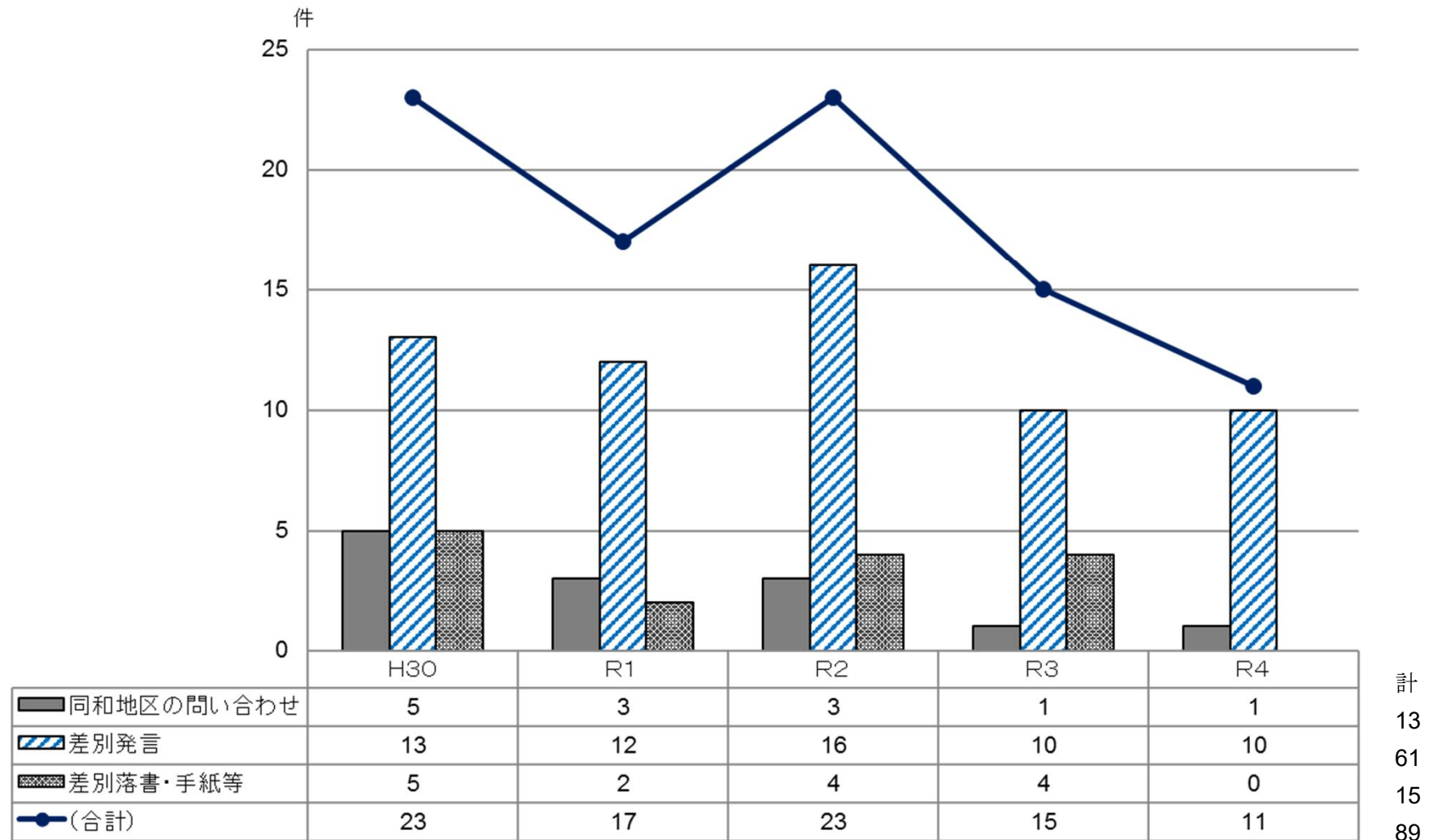


Q あなたの親類が結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されているとします。そのことについて相談を受けた場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。



同和問題（部落差別）の現状

●市町村等から報告のあった差別事件



●インターネット上の差別書き込み

(主な事例)

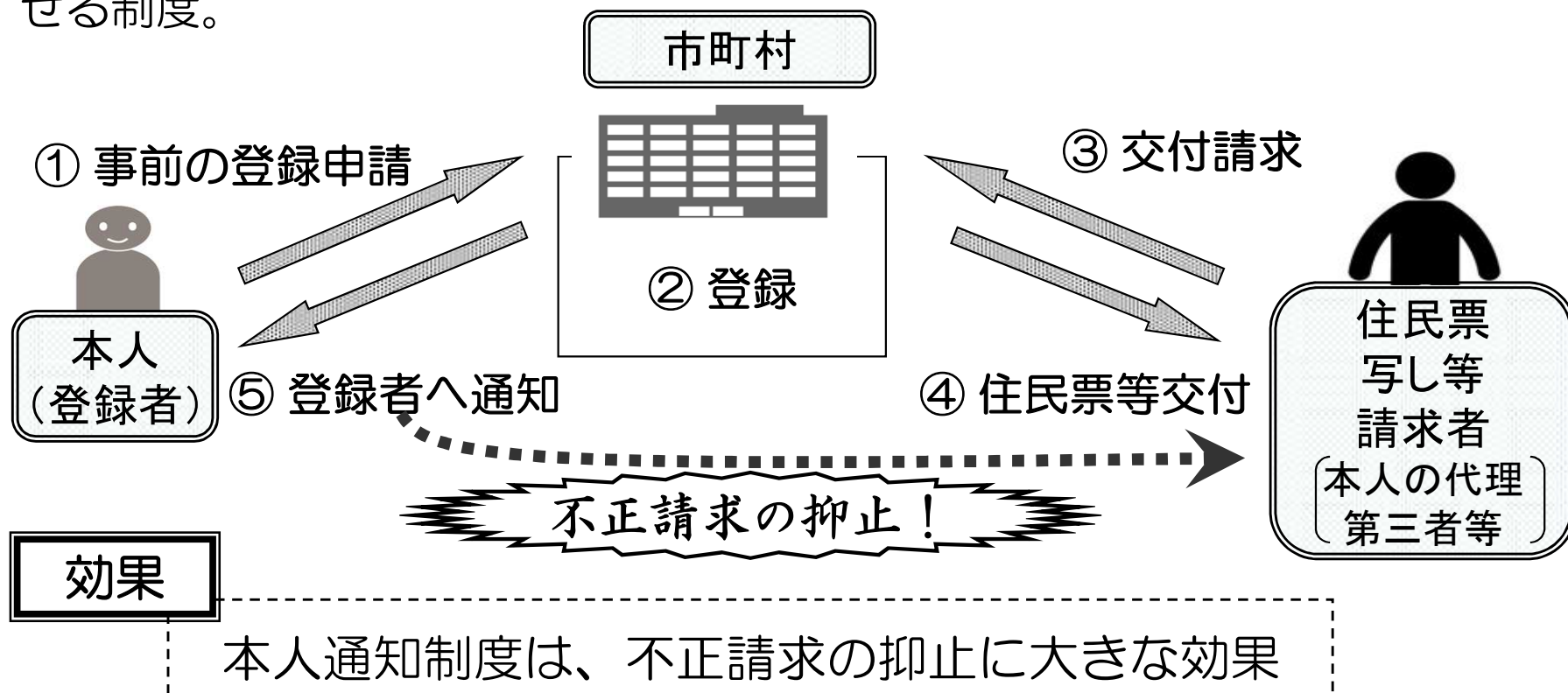
インターネット掲示板等に

- 同和地区や同和関係者を誹謗中傷する書き込み
- 特定の地域が同和地区であると指摘する書き込み

など

●戸籍謄本等不正取得事件と登録型本人通知制度

本人以外の者（代理人、行政書士等の八士業、第三者）が住民票の写し等の交付を受けた場合に、通知を希望する本人に対して、交付した事実を知らせる制度。



皆さんも人権を守る観点から、積極的に登録をお願いします。

※登録に際しては、お住まいの市町村住民基本台帳担当課へお問い合わせください。

部落差別の解消の推進に関する条例

● 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月施行

● 部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月施行
令和2年12月改正

- ・ 部落差別は基本的人権の侵害である
- ・ 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら取り組む

教育及び啓発

- ・ 研修会・講演会の開催
- ・ 啓発資料の作成

相談体制の充実

- ・ 部落差別に関する相談への対応
- ・ 相談担当者の資質向上

部落差別への対応

- ・ 部落差別を行わないよう指導
- ・ 県の指導に従わない場合は勧告

実態の把握

- ・ インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握と削除要請
- ・ 県民意識調査 など

■ 部落差別に関する相談への対応

● (公財) 和歌山県人権啓発センター

◇ 人権ホットライン【電話相談】

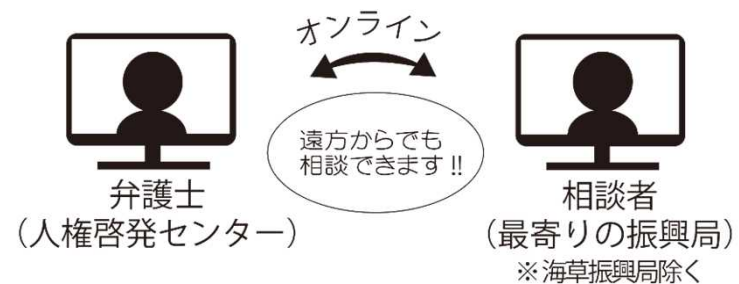
TEL:073-421-7830 (ナヤミゼロ)

◇ 法律相談【面接相談、オンライン相談】 (事前予約)

- ・ 奇数月:第2土曜日・第4木曜日
- ・ 偶数月:第2・第4木曜日

TEL:073-435-5420

FAX:073-435-5421



● 県人権政策課 ※各振興局総務県民課でも実施

TEL:073-441-2563

FAX:073-433-4540

■ 相談担当者の資質向上を図るための取組を実施

■ 県民・事業者・プロバイダの責務

【県民】

- ・ 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加

【事業者】

- ・ 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加
- ・ 従業員の人権意識の高揚を図るための研修

【プロバイダ】

- ・ 県等からの削除要請や自主的なパトロールによりプロバイダ自身が、投稿された情報により、部落差別が行われていることを確認した場合に、当該情報を削除すること など

差別のない社会の実現に向けて

全ての人たちの人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指すためには、同和問題を正しく理解し、私たち一人ひとりが問題解決に取り組むことが必要です。